

2019.11.1

指導者級資格保持者が資格を失効した場合の指導者資格の取得について

指導者級試験を受検するためには、指導者養成講座を受講後、その最終日に試験を受けることとなっています。指導者養成講座への受講条件は、実施細則第2条5により5年以上の指導経験があり1級の試験に合格した者と定められています。

従って、1級を合格している者であれば、指導者級資格を一度失効した者であっても再度指導者養成講座に参加し、再受検することが出来ます。

しかしながら、指導者級1期生から6期生の方はもしも検定の創設期であったことから、7日間の集中指導者養成講座に参加し合格した者に指導者資格を付与した為、1級資格を保有していません。

その為1期生から6期生の方が、指導者級資格を失効した場合の特例措置を下記にて行うこととします。

記

1. 特例措置対象者

1期生から6期生の1級資格を保有しない元指導者級資格者

2. 特例措置

1級受検に必要な講習を免除し、1級の筆記試験と実技試験を受検することが出来る。

3. 1級試験の受検方法

日本電信電話ユーザ協会本部 検定事務局へ連絡すること。

◎元指導者級資格者の方が指導者級養成講座に参加する場合、新規参加者となり合格後の指導者認定番号は新たに付与されます。

本件担当者 藤川 実
電話 03-5820-2071